

充実した補償内容のプランをご希望の方は・・・

ワイドプラン

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、受託者特約条項 他)

S1型～S3型は…
標準営業約款
「Sマーク」対応!



【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

- ①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人
- ※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
- ※使用人にはアルバイトを含みます。
- ※受託物賠償事故の保険の補償を受けられる方（被保険者）は①②のみとなります。

ワイドプランの補償範囲

エコノミープランの補償範囲

食中毒賠償事故

～生産物賠償事故（身体賠償）～

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者へ身体の障害が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<事故例>



- 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。
- 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

生産物賠償事故（財物賠償）

貴店が製造・販売した食品等により、第三者の財物の損壊が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

施設・昇降機賠償事故

貴店が所有、使用または管理する施設（昇降機を含みます。）や貴店の営業活動が原因で、お客さまなどの第三者にケガをさせたり、お客さまなどの第三者の財物をこわしたりしたために法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<事故例>



- ウェイトレスが料理を落としてお客さまにやけどを負わせた。
- 調理場から出火し、火災によりお客さまがケガをした。

受託物賠償事故

店舗内でお預かりしたお客さまなどの第三者の財物をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<事故例>



- お客さまからお預かりしたコートが従業員の不注意により何者かに盗まれた。

人格権侵害・宣伝障害

プライバシーの侵害などに起因する慰謝料などに対して保険金をお支払いします。

<事故例>



- お客さまを無銭飲食者と間違えてしまった。



ワイドプランなら 次の補償もセットされます!!

被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。

※被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

事故対応特別費用

生産物賠償事故、施設・昇降機賠償事故または受託物賠償事故で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴店が知った場合において、貴店がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

※保険期間中1,000万円を限度とします。

第三者医療費用

店舗内でお客さまが偶然な事故によりケガをした場合、貴店の法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。

※被害者1名（法人の場合は1法人）につき、50万円を限度、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

<事故例>



- 店内の階段でお客さまが転んでケガをした。

飲食物自体の損害

提供した飲食物による第三者の身体の障害や財物の損壊が発生し、貴店に保険金が支払われる場合、その原因となった飲食物（事故製品）自体に関わる損害を補償します。

※保険期間中1,000万円を限度とします。
※自己負担額（免責金額）は、食中毒賠償補償と同額の1事故あたり1,000円となります。

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害

食中毒賠償補償および施設・昇降機賠償補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※1事故1,000万円（食中毒賠償補償の場合は保険期間中の限度も同額となります。）を限度とします。
※自己負担額（免責金額）は1事故あたり1,000円となります。

<事故例>



- 店内で爆発事故が発生させた際、隣接店舗には損壊を与えなかったものの、その店舗の入口付近も立入禁止区域となったため、休業させることになった。

■保険金額（お支払限度額）

補償区分	ご加入の型			
	W型	S1型 Sマーク対応!	S2型 Sマーク対応!	S3型 Sマーク対応!
食中毒賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 5,000万円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 1億円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 2億円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 3億円 (自己負担額なし)
施設・昇降機賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 5,000万円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 1億円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 2億円 (自己負担額なし)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 3億円 (自己負担額なし)
受託物賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)
人格権侵害・ 宣伝障害(※)	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円

(※) 人格権侵害・宣伝障害におきまして、受託物賠償補償でのお支払いはできません。

(注) 自己負担額は1事故あたりの金額となります。

■お支払いする保険金

保険金の種類	内容												
①損害賠償金	<p>損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合・・・治療費、医療費、慰謝料など 対物賠償事故の場合・・・修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。</p> <p>■次の損害につきましては、それぞれの保険金額（ご契約金額）の限度内（内枠）で個別のお支払限度額が設定されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償区分</th> <th>被害の内容</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産物賠償補償</td> <td>記名被保険者の生産物および仕事の目的物の被害</td> <td>保険期間中 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>受託物賠償補償</td> <td>受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など</td> <td>受託物の時価*</td> </tr> <tr> <td>施設・昇降機・生産物賠償補償共通</td> <td>物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害</td> <td>1事故・保険期間中1,000万円 (自己負担額：1,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。</p>	補償区分	被害の内容	お支払限度額	生産物賠償補償	記名被保険者の生産物および仕事の目的物の被害	保険期間中 1,000万円	受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*	施設・昇降機・生産物賠償補償共通	物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害	1事故・保険期間中1,000万円 (自己負担額：1,000円)
補償区分	被害の内容	お支払限度額											
生産物賠償補償	記名被保険者の生産物および仕事の目的物の被害	保険期間中 1,000万円											
受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*											
施設・昇降機・生産物賠償補償共通	物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害	1事故・保険期間中1,000万円 (自己負担額：1,000円)											
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。												
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。												
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。												
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。												
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。												
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。												
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。												
⑨第三者医療費用	特約条項に規定する事故または施設に隣接する道路における事故により第三者に身体の障害が発生し、記名被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害に対して、被害者1名について50万円を限度、1事故・保険期間中1,000万円を限度に補償します。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。 【ご注意】 第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。												
⑩人格権侵害	保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。												

※②から⑨の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。

※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。

■ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
 ○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますので
 ご注意ください。（保険期間：1年）

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
W型 保険金額 5,000万円	1	5,000万円以下	5,500円
	2	5,000万円超 1億円以下	12,200円
	3	1億円超 1.5億円以下	20,600円
	4	1.5億円超 2億円以下	25,700円
	5	2億円超 2.5億円以下	30,800円
	6	2.5億円超 3億円以下	35,900円
Sマーク 対応！ S1型 保険金額 1億円	1	5,000万円以下	6,400円
	2	5,000万円超 1億円以下	14,400円
	3	1億円超 1.5億円以下	24,100円
	4	1.5億円超 2億円以下	30,400円
	5	2億円超 2.5億円以下	36,800円
	6	2.5億円超 3億円以下	43,200円

※年間売上高3億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。
 ※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

■ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
 ○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますので
 ご注意ください。（保険期間：1年）

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
Sマーク 対応！ S2型 保険金額 2億円	1	5,000万円以下	7,600円
	2	5,000万円超 1億円以下	17,300円
	3	1億円超 1.5億円以下	28,700円
	4	1.5億円超 2億円以下	36,700円
	5	2億円超 2.5億円以下	44,900円
	6	2.5億円超 3億円以下	53,000円
Sマーク 対応！ S3型 保険金額 3億円	1	5,000万円以下	8,900円
	2	5,000万円超 1億円以下	20,300円
	3	1億円超 1.5億円以下	33,700円
	4	1.5億円超 2億円以下	43,100円
	5	2億円超 2.5億円以下	52,700円
	6	2.5億円超 3億円以下	62,300円

※年間売上高3億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。
 ※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。